

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令第1号）に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号。以下「細則」という。）を定めている。

また、令第3条により、内閣総理大臣が定める基準である、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。以下「基準告示」という。）に従い、細則において救助の程度、方法及び期間の基準を定めているところであるが、先般、基準告示の一部が改正（令和7年4月1日適用）されたことから、細則の該当部分について改正を行った。

2 改正の内容

(1) 法第4条に規定する救助の種類ごとの基準額の改正（細則 **別表第一**）

① 避難所の供与

350円/日・人 → 360円/日・人（+10円）

② 建設型応急住宅の供与

6,883,000円/戸 → 7,089,000円/戸（+206,000円）

③ 炊き出しその他による食品の給与

1,330円/日・人 → 1,390円/日・人（+60円）

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1人世帯の場合）

全壊（夏季）19,800円/世帯 → 20,300円/世帯（+500円）

全壊（冬季）32,800円/世帯 → 33,700円/世帯（+900円）

半壊（夏季）6,500円/世帯 → 6,700円/世帯（+200円）

半壊（冬季）10,400円/世帯 → 10,700円/世帯（+300円）

（2人世帯の場合）

全壊（夏季）25,400円/世帯 → 26,100円/世帯（+700円）

全壊（冬季）42,400円/世帯 → 43,500円/世帯（+1,100円）

半壊（夏季）8,700円/世帯 → 8,900円/世帯（+200円）

半壊（冬季）13,600円/世帯 → 14,000円/世帯（+400円）

（3人世帯の場合）

全壊（夏季）37,700円/世帯 → 38,700円/世帯（+1,000円）

全壊（冬季）59,000円/世帯 → 60,600円/世帯（+1,600円）

半壊（夏季）13,000円/世帯 → 13,400円/世帯（+400円）

半壊（冬季）19,400円/世帯 → 19,900円/世帯（+500円）

（4人世帯の場合）

全壊（夏季）45,000円/世帯 → 46,200円/世帯（+1,200円）

全壊（冬季）69,000円/世帯 → 70,900円/世帯（+1,900円）

半壊（夏季）15,900円/世帯 → 16,300円/世帯（+400円）

半壊（冬季）23,000円／世帯 → 23,600円／世帯（+600円）
（5人世帯の場合）

全壊（夏季）57,000円／世帯 → 58,500円／世帯（+1,500円）

全壊（冬季）87,000円／世帯 → 89,300円／世帯（+2,300円）

半壊（夏季）20,000円／世帯 → 20,500円／世帯（+500円）

半壊（冬季）29,000円／世帯 → 29,800円／世帯（+800円）

（世帯員数が6人以上の場合 1人を増すごとの加算額）

全壊（夏季）8,300円／世帯 → 8,500円／世帯（+200円）

全壊（冬季）12,000円／世帯 → 12,300円／世帯（+300円）

半壊（夏季）2,800円／世帯 → 2,900円／世帯（+100円）

半壊（冬季）3,800円／世帯 → 3,900円／世帯（+100円）

⑤ 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

51,500円／世帯 → 53,900円／世帯（+2,400円）

⑥ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

大規模半壊・中規模半壊・半壊

717,000円／世帯 → 739,000円／世帯（+22,000円）

準半壊 348,000円／世帯 → 358,000円／世帯（+10,000円）

⑦ 学用品の給与

小学校児童 5,200円／人 → 5,500円／人（+300円）

中学校生徒 5,500円／人 → 5,800円／人（+300円）

高等学校等生徒 6,000円／人 → 6,300円／人（+300円）

⑧ 埋葬

大人 226,100円／人 → 232,200円／人（+6,100円）

小人 180,800円／人 → 185,700円／人（+4,900円）

⑨ 死体の洗浄消毒等

3,600円／体 → 3,700円／体（+100円）

⑩ 死体の一時保存

5,700円／体 → 5,900円／体（+200円）

⑪ 障害物の除去

140,000円／世帯 → 143,900円／世帯（+3,900円）

(2) 法第7条第5項に規定する救助に従事させる場合の実費弁償額(日当)の改正

(細則 **別表第二**)

法第7条第5項に規定する実費弁償額については、令第5条により内閣総理大臣が定める基準に従いあらかじめ都道府県知事が定めることとされており、日当の額については、基準告示第15条第1号イにおいて「救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。」とされていることから、本県では、常勤職員の給与の支給状況や公共工事設計労務単価等を考慮し、医師、薬剤師、保健師、土木技術者等の日当額を定めている。

① 医療、土木建築工事又は輸送関係者の実費弁償

イ 医師及び歯科医師

1人1日 24,900円以内 → 25,300円以内（+400円）

- ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士
1人1日 14,700円以内 → 15,100円以内 (+400円)
- ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師
1人1日 14,100円以内 → 14,500円以内 (+400円)
- ニ 救急救命士
1人1日 13,400円以内 → 13,900円以内 (+500円)
- ホ 土木技術者及び建築技術者
1人1日 14,000円以内 → 14,500円以内 (+500円)
- ヘ 大工
1人1日 27,800円以内 → 29,100円以内 (+1,300円)
- ト 左官
1人1日 29,300円以内 → 31,200円以内 (+1,900円)
- チ とび職
1人1日 30,500円以内 → 31,900円以内 (+1,400円)

※ 上記基準額の算出に当たっては、従来どおり、下記の方法による。

- イ 医師及び歯科医師
- ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
- ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師
- ホ 土木技術者及び建築技術者

⇒ 令和7年度の県の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

ニ 救急救命士

⇒ 県に該当職種がないため、令和7年度の千葉市の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

- ヘ 大工
- ト 左官
- チ とび職

⇒ 県に該当職種がないため、国土交通省の公共工事設計労務単価をもとに算出。

3 施行期日等について

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定及び別表第二の規定は、令和7年4月1日から適用する。